

# 南相馬市復興推進計画

平成24年6月29日  
平成26年1月10日変更  
平成28年9月23日変更  
平成29年5月29日変更  
平成30年12月6日変更  
令和2年6月15日変更  
令和3年2月15日変更  
福島県南相馬市

## 1 計画の区域

南相馬市全域

## 2 計画の目標

本市は平成23年3月11日に発生した東日本大震災による未曾有の地震と大津波により、沿岸部を中心に死者1,153名、家屋の全半壊2,645世帯（令和2年6月末現在）という壊滅的な被害を受け、さらに東京電力福島第一原子力発電所の事故も加わり、平成28年7月12日に避難指示が解除された現在も約0.5万人余り（令和2年10月末現在）の市民が市外・県外での避難生活を余儀なくされている。

また、主要な工場や産業も甚大な被害を受け、関連する地元中小企業への影響や雇用の不安定化が進むなど、市民生活と地域経済に暗い影を落としている。

さらに、東日本大震災及び原発事故の影響により、地域住民の生活に必要な建築物が利用できない状況にあり、これらの建築物に代わる応急仮設建築物の活用を余儀なくされている。これらの応急仮設建築物は、建築基準法に定められた期間内に、被災建築物の建替えや復旧を完了することが困難な状況にある。

このため、被災建築物の建替えや復旧が完了するまでの間、応急仮設建築物を活用することで、被災した中小企業等の再建を支援するとともに、地域住民の生活に必要なサービス機能等を維持することで、市民生活の安定化と地域経済の活力の再生を図る。

## 3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

震災により被災した店舗・事務所等の早期再開と継続へ向けた支援のため、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」）が実施する仮設施設の整備事業について連携して整備を進め、整備済施設の管理・運営を行うとともに、地域住民の生活に必要な建築物が再建または復旧するまでの間、従前の建築物が担っていたサービス

機能等の維持を図る。

#### 4 計画の区域において実施し、またはその実施を促進しようとする復興推進事業の内容および実施主体に関する事項ならびに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

[応急仮設建築物活用事業]

復興推進事業の内容

被災した店舗・事業所等の早期再開と継続へ向けた支援、従前の建築物が担っていたサービス機能等を維持するため、現在活用している別表の応急仮設建築物を建築基準法で定められた2年3か月の期間を超えて存続させる。

実施主体

南相馬市

特別の措置の内容（法第17条の規定に基づく措置）

2年3か月を超えて存続させようとする建築基準法第85条第2項の応急仮設建築物について、その所在地及び用途並びに応急仮設建築物活用事業の期間（存続させようとする期間）を定めた復興推進計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合においては、当該応急仮設建築物について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めることにより、当該期間内で1年を超えない期間、存続を延長することができる。これを更に延長しようとする場合も同様とする。

#### 5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本市は、東日本大震災の巨大地震と巨大津波によって、特に沿岸部は壊滅的な被害を受けた。さらに東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの住民が避難生活を余儀なくされ、企業等についても事業所の休止、閉鎖や撤退が相次ぎ、市内の経済活動は著しく停滞している。

こうした状況のもと、本市の経済活動を支え、少しでも活発化させるべく市内の仮設店舗等に入居して操業している事業者は、津波により被災及び原発事故の影響により避難を余儀なくされた小高区内の事業者などである。これらの被災事業者が震災前に入居していた建物が存する小高区等については、除染やインフラ復旧等の大部分が終了し、平成28年7月12日に避難指示が解除され、商店等の生活環境は少しずつ整備されたものの、解除後4年以上経過した時点（令和2年10月末現在）でも帰還者は6割程度（現住基人口との比較）と事業活動を安定的に継続するための環境としては厳しいものとなっている。

また、仮設宿泊施設については、市内や周辺地域における復興作業等者の宿舎が著しく不足している現状と、復興に要する期間に鑑みると、当面の間、当該仮設宿泊施設が大きな役割を果たすこととなる。

このため、震災により使用できない建築物に代わって活用している応急仮設建築物の存続期間を建築物の再建に必要な相当の期間まで延長することは、被災した店舗・事業所等の早期再開と継続へ向けた支援の継続及び従前の地域住民の生活に不可欠なサービス機能等の維持が可能となり、当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進が図られるとともに、市民生活の安定化と地域経済の活力の再生に寄与することとなる。

## 6 その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、福島県及び中小機構の意見を聴取したが、特に意見は無かった（平成24年6月29日申請時）。

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取したが、特に意見は無かった（平成26年1月10日申請時）。

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取したが、特に意見はなかった（平成28年9月23日申請時）。

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取したが、特に意見はなかった（平成29年5月29日申請時）。

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取したが、特に意見はなかった（平成30年12月6日申請時）。

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取したが、特に意見はなかった（令和2年6月15日申請時）。

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取したが、特に意見は無かった（令和3年2月15日申請時）。

別表（対象となる応急仮設建築物）

1	施設名称	鹿島区仮設事業所		
	実施主体	南相馬市	用途	介護施設（デイサービス）
	所在地	福島県南相馬市鹿島区寺内字横峯 17-7、17-8		
	建築基準法による許可期間	平成 23 年 11 月 11 日～平成 25 年 11 月 9 日		
	応急仮設建築物活用の期間	平成 25 年 11 月 10 日～令和 3 年 3 月 31 日		
	延べ面積	105.3 m <sup>2</sup>	棟数及び区画数	1 棟 1 区画
	入居者	デイサービス事業所 1 事業所（小高区）		
2	施設名称	鹿島区三里地区仮設店舗		
	実施主体	南相馬市	用途	貸店舗
	所在地	福島県南相馬市鹿島区寺内字三里 1-24		
	建築基準法による許可期間	平成 24 年 7 月 12 日～平成 26 年 7 月 9 日		
	応急仮設建築物活用の期間	平成 26 年 7 月 10 日～令和 3 年 3 月 31 日		
	延べ面積	313.63 m <sup>2</sup>	棟数及び区画数	3 棟 7 区画
入居者	魚介類小売、美容室、化粧品販売、診療所、薬局、コインランドリー 6 事業所（小高区 3 原町区 1 飯館村 1 相馬市 1）			
3	施設名称	原町区金沢地区仮設宿泊施設		
	実施主体	南相馬市	用途	ホテル
	所在地	福島県南相馬市原町区大字金沢字物見山 131-2 の一部、131-54 の一部		
	建築基準法による許可期間	平成 24 年 12 月 26 日～平成 26 年 11 月 9 日		
	応急仮設建築物活用の期間	平成 26 年 11 月 10 日～令和 4 年 3 月 31 日		
	延べ面積	1,647.80 m <sup>2</sup>	棟数及び区画数	6 棟 78 区画
入居者	宿泊業			
4	施設名称	鹿島小学校仮設校舎		
	実施主体	南相馬市	用途	小中学校
	所在地	福島県南相馬市鹿島区鹿島字広町 13 の一部		
	建築基準法による許可期間	平成 24 年 11 月 5 日～平成 26 年 2 月 7 日		
	応急仮設建築物活用の期間	平成 26 年 2 月 8 日～令和 3 年 3 月 31 日		
	延べ面積	1,861.02 m <sup>2</sup>	棟数及び区画数	1 棟 2 区画
入居者	小高中学校			
5	施設名称	鹿島中学校仮設校舎		
	実施主体	南相馬市	用途	小学校
	所在地	南相馬市鹿島区寺内字落合 28 他 37 筆		
	建築基準法による許可期間	平成 24 年 11 月 5 日～平成 26 年 2 月 7 日		

	応急仮設建築物活用の期間	平成 26 年 2 月 8 日 ~ 令和 3 年 3 月 31 日		
	延べ面積	3,133.64 m <sup>2</sup>	棟数及び区画数	3 棟 4 区画
	入居者	小高小学校、金房小学校、鳩原小学校、福浦小学校		
6	施設名称	原町区萱浜地区仮設災害廃棄物分別施設		
	実施主体	南相馬市	用途	災害廃棄物分別施設
	所在地	南相馬市原町区萱浜字東蔵前 31 - 2		
	建築基準法による許可期間	平成 24 年 11 月 13 日 ~ 平成 26 年 3 月 31 日 平成 25 年 7 月 3 日 ~ 平成 26 年 3 月 31 日 (増築棟分)		
	応急仮設建築物活用の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日		
	延べ面積	1,255.14 m <sup>2</sup>	棟数及び区画数	2 棟 1 区画
	入居者	災害廃棄物分別事業者		
7	施設名称	鹿島区牛島地区仮設災害廃棄物分別施設		
	実施主体	南相馬市	用途	災害廃棄物分別施設
	所在地	南相馬市鹿島区烏崎字牛島 1 - 1 の一部		
	建築基準法による許可期間	平成 25 年 2 月 15 日 ~ 平成 26 年 3 月 31 日 平成 25 年 7 月 24 日 ~ 平成 26 年 3 月 31 日 (増築棟分)		
	応急仮設建築物活用の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日		
	延べ面積	2,124.00 m <sup>2</sup>	棟数及び区画数	6 棟 1 区画
	入居者	災害廃棄物分別事業者		
8	施設名称	東町エンガワ商店		
	実施主体	南相馬市	用途	店舗
	所在地	南相馬市小高区東町一丁目 23 番、24 番		
	建築基準法による許可期間	平成 27 年 10 月 30 日 ~ 平成 29 年 11 月 30 日		
	応急仮設建築物活用の期間	平成 29 年 12 月 1 日 ~ 令和 3 年 3 月 31 日		
	延べ面積	150.90 m <sup>2</sup>	棟数及び区画数	1 棟 1 区画
	入居者	運營業務受託事業者 2 業者 (小高区)		
9	施設名称	農産物直売所 いととんぼ		
	実施主体	南相馬市	用途	店舗・飲食店・事務所
	所在地	南相馬市原町区北原字本屋敷 181 番 1		
	建築基準法による許可期間	平成 27 年 10 月 15 日 ~ 平成 29 年 12 月 13 日		
	応急仮設建築物活用の期間	平成 29 年 12 月 14 日 ~ 令和 3 年 3 月 31 日		
	延べ面積	170.54 m <sup>2</sup>	棟数及び区画数	1 棟 1 区画
	入居者	農産物直売・飲食業 (原町区)		

10	施設名称	鹿島区仮設事務所		
	実施主体	南相馬市	用途	事務所（土地改良区）
	所在地	福島県南相馬市鹿島区小島田字原畑 2-1、3 の一部		
	建築基準法による許可期間	平成 29 年 5 月 18 日～平成 31 年 4 月 30 日		
	応急仮設建築物活用の期間	令和元年 5 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日		
	延べ面積	240.95 m <sup>2</sup>	棟数及び区画数	1 棟 2 区画
	入居者	鹿島町土地改良区、八沢干拓土地改良区（鹿島区）		

1．当該応急仮設建築物が、地域住民に必要な建築物で東日本大震災により被害を受けたもの（以下「被災建築物」という。）に代えて必要なものであることの説明

（1）仮設店舗・事務所・宿泊施設（以下、「仮設店舗等」）（別表 1、2、3）

被災した店舗・事務所・宿泊施設の代替として整備された仮設店舗等は、被災地の住民生活の維持、就労の確保及び事業再開と継続の支援のために必要不可欠である。

（2）仮設校舎（別表 4、5）

平成 28 年 7 月 12 日に避難指示が解除された小高区内にある学校の代替として整備された仮設校舎は、教育機会の確保のために必要不可欠である。

（3）廃棄物分別処理施設（別表 6、7）

地震・津波により発生した大量のガレキを処理するために、被災処理施設の機能を代替及び補完するものとして設置された仮設廃棄物分別処理施設は、ガレキ処理や再生資材の活用など地域の復興を推進するために必要不可欠である。

（4）仮店舗・飲食店・事務所（別表 8、9）

被災した店舗・飲食店・事務所の代替として整備された仮設建築物は、被災地の住民生活の維持、就労の確保及び事業再開と継続支援のために必要不可欠である。

（5）仮設事務所（別表 10）

地震・津波により被災した事務所の代替として整備された仮設事務所は、被災地の営農再開に向けて進めるほ場整備などの土地改良事業促進に必要不可欠である。

2．東日本大震災からの復興の状況からみて、被災建築物の再建に相当の期間を要すると見込まれることの説明

（1）仮設店舗等（別表 1、2、3）

当初の申請時（平成 24 年 6 月）は除染とインフラ復旧に必要な期間として震災から 3 年を想定していたことから概ね 3 年間の期間の設定を行った。インフラ復旧については概ね平成 25 年度中に、除染作業の大部分も平成 27 年度に終了し、避難指示は平成 28 年 7 月 12 日に解除されたが、一定程度の住民が帰還しなければ従前地での事業再開が困難であること、さらに小高区等の地域振興策をはじめとしたまちづくりはようやく始まったばかりであり、避難指示が解除された区域の復興と再生には時間を要するため、最

長で本市復興計画で復興を達成するまでの期間である令和2年度までの期間設定を行った。

令和2年度までには店舗等の復興・再生はある程度進み、仮設店舗等の役割は終えるものの、別表3の施設入居者からは当該施設を建築基準法の建築確認申請手続きを経て本設化し、ホテルとして引き続き活用したいとの申し出があったことから、建築確認申請手続きに必要な期間を見込んで令和3年度末までは仮設建築物としての設置が必要である。

#### (2) 仮設校舎(別表4、5)

鹿島小学校内仮設校舎には、小高区に所在する小高中学校の生徒が就学している。また、鹿島中学校内仮設校舎には、小高区に所在する小高小学校、金房小学校、鳩原小学校、福浦小学校の児童が就学している。

平成28年7月12日の避難指示解除を受け、小高区内の小中学校については、現在、保護者等と再開に向けての協議を行っているが、仮設校舎の取扱については確定しておらず、最長で本市復興推進計画で復興を達成するまでの期間である令和2年度末までは仮設建築物が必要であると見込む。

#### (3) 仮設廃棄物分別処理施設(別表6、7)

地震・津波により発生したガレキ処理のために設置した一時的な施設であるが、処理するガレキの量が膨大であり、平成28年度末までは仮設廃棄物分別処理施設が必要である。

#### (4) 仮設店舗・飲食店・事務所(別表8、9)

平成28年7月12日に避難指示は解除されたが、一定程度の住民が帰還しなければ従前地での事業再開が困難であること、さらに小高区等の地域振興策をはじめとしたまちづくりはようやく始まったばかりであることから、中小機構との契約により当該建築物の南相馬市以外の者への譲渡が制限される令和2年10月までは、現在の入居者による活用が見込まれており、その後、解体に要する期間を考慮し、令和3年3月末までは必要である。

#### (5) 仮設事務所(別表10)

東日本大震災から約9年が経過した現在、鹿島区を含む市内全域の被災農地等では営農再開に向けたほ場整備等の土地改良事業が実施されている。このほ場整備等の土地改良事業実施には受益農家との協議、調整などの業務を担う土地改良区は欠くことのできない組織で、農業再生に大きな役割を担っている。この役割を今後も担うためには土地改良区の事務所が不可欠であることから、事務所として引き続き利用するために建築基準法の手続きを進めているところであるが、この法手続きの期間として令和3年度までは仮設建築物としての設置が必要である。

津波により事務所が流失した八沢干拓土地改良区は、鹿島町土地改良区の手事務所を間借りして業務を行っているが、鹿島町土地改良区の手事務所も地震により内壁や外壁に多数の亀裂が生じ、部材剥落の危険があることから仮設事務所を平成29年5月に中小機構によ

って整備したものである。中小機構との契約により当該建築物の南相馬市以外の者への譲渡が制限される令和2年10月までは、現在の入居者による活用を見込んでいたところ、施設入居者からは、農業再生には今後も土地改良区の事務所が必要であり、当該施設を建築基準法に基づく建築確認申請の手続きを経て本設化し、土地改良区の事務所として引き続き活用したいとの申し出があったことから、建築確認申請手続きに必要な期間を見込んで令和3年度末までは仮設建築物としての設置が必要である。